



改正のポイント

法定速度が 30km/h に引き下げられた道路【対象となる道路(生活道路)】

- 法定速度が 60km/h から 30km/h に引き下げられた道路は、中央線や中央分離帯のない一般道路です。



これまでどおり法定速度が変わらない道路【対象とならない道路】

- 道路標識又は道路標示による中央線が設けられている一般道路
- 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 自動車専用道路



チェック！

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

- 例えば、中央線がない道路で 40km/h の速度標識がある場合は、最高速度は 40km/h となります
- 中央分離帯や中央線があっても速度標識が 50km/h の場合、最高速度は 50km/h となります



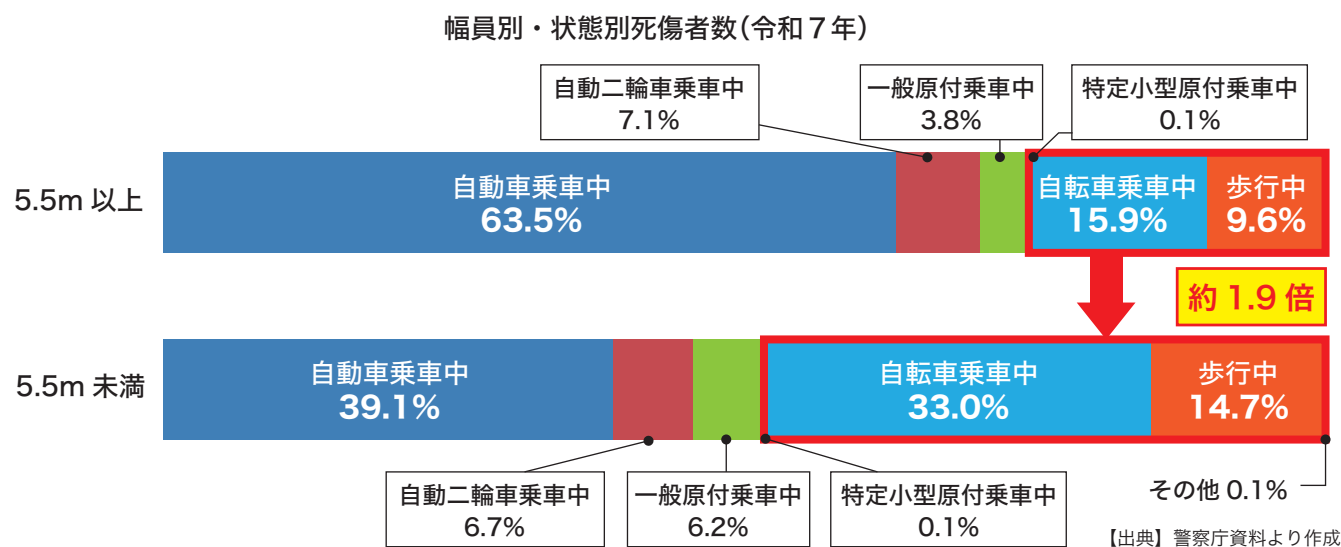


制度改正の背景には交通事故のさまざまな課題があります

交通事故から命を守るためには、事故を防ぐことに加え、事故が起きたときの被害をできるだけ小さくすることが重要です。警察庁のデータによると生活道路では歩行者や自転車が関係する事故が多く、車の速度が上がるほど重大事故につながるということがわかっています。交通事故の現状を知り、一人ひとりが交通安全への意識を高めましょう。

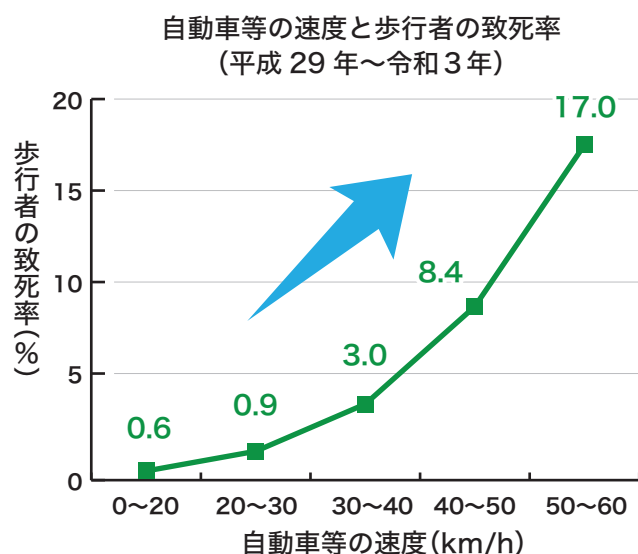
自転車や歩行者の事故の多くは生活道路で発生しています

車道幅員が狭い生活道路など（幅員 5.5m 未満）での歩行中・自転車乗車中の死傷者が占める割合は、車道幅員 5.5m 以上の道路の約 1.9 倍となっています。



車の速度が 30km/h を超えると歩行者の致死率は急激に高くなります

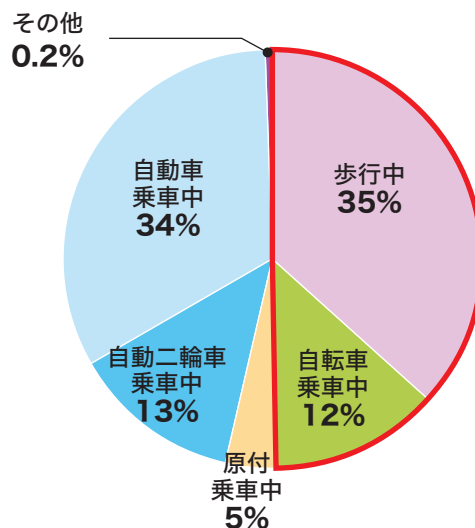
生活道路は、歩行者や自転車が多く利用します。速度を抑えることは、交通事故の発生防止だけではなく、万が一の事故の際の被害軽減にもつながります。



歩行中や自転車乗車中の被害が多くなっています

交通事故で亡くなった方のうち、歩行中・自転車乗車中の事故が約半数を占めています。歩行者や自転車が安心して通行できるよう、思いやりのある運転を心がけましょう。

状態別交通事故死者数(令和 7 年)





市ではさまざまな交通安全対策に取り組んでいます

交通事故を防ぐためには、一人ひとりが交通ルールを守ることはもちろん、交通安全に対する意識の向上など、地域全体で取り組むことが大切です。市では、関係機関と連携しながら、誰もが安心して通行できる道路環境づくりを進めています。

交通安全啓発活動の実施

交通安全運動や交通安全教室などを通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代へ交通ルールや交通安全意識の普及・啓発に取り組んでいます。啓発活動では、道路における安全な通行や思いやりのある運転を呼びかけ、交通事故の防止に努めています。



通学路合同点検の実施

子どもたちが安全に通学できるよう、学校や警察、道路管理者などが合同で通学路の安全点検を実施しています。点検結果を踏まえ、歩道整備や注意喚起のための路面標示・看板の設置など、必要な安全対策を進めています。



交通安全施設の整備

カーブミラーや区画線、防護柵などの交通安全施設を整備し、安全な道路環境づくりに取り組んでいます。また、危険箇所の改善や適切な維持管理を行うことで、生活道路における交通事故の防止と安全性の向上を図っています。



グリーンベルトの設置

歩道がない、または狭い通学路などでは、路肩を緑色に着色した「グリーンベルト」の整備を進めています。歩行者が通行する位置を分かりやすく示すとともに、ドライバーに歩行者の存在を意識してもらうことで、速度抑制や安全運転を促し、交通事故の防止につなげています。



制度の詳細や最新の情報については、笠間警察署にお問い合わせいただくか、茨城県警察ホームページをご確認ください。

笠間警察署 TEL.0296-73-0110
茨城県警察ホームページはこちら▶



※道路整備は、道路の利用状況や危険度・緊急性などを総合的に判断し、優先度に応じて順次整備を進めています。
※本記事は8月末時点の情報をもとに作成しています。

問 危機管理課(内線 134) 交通に関すること 管理課(内線 580) 市道に関すること

生活道路の法定速度



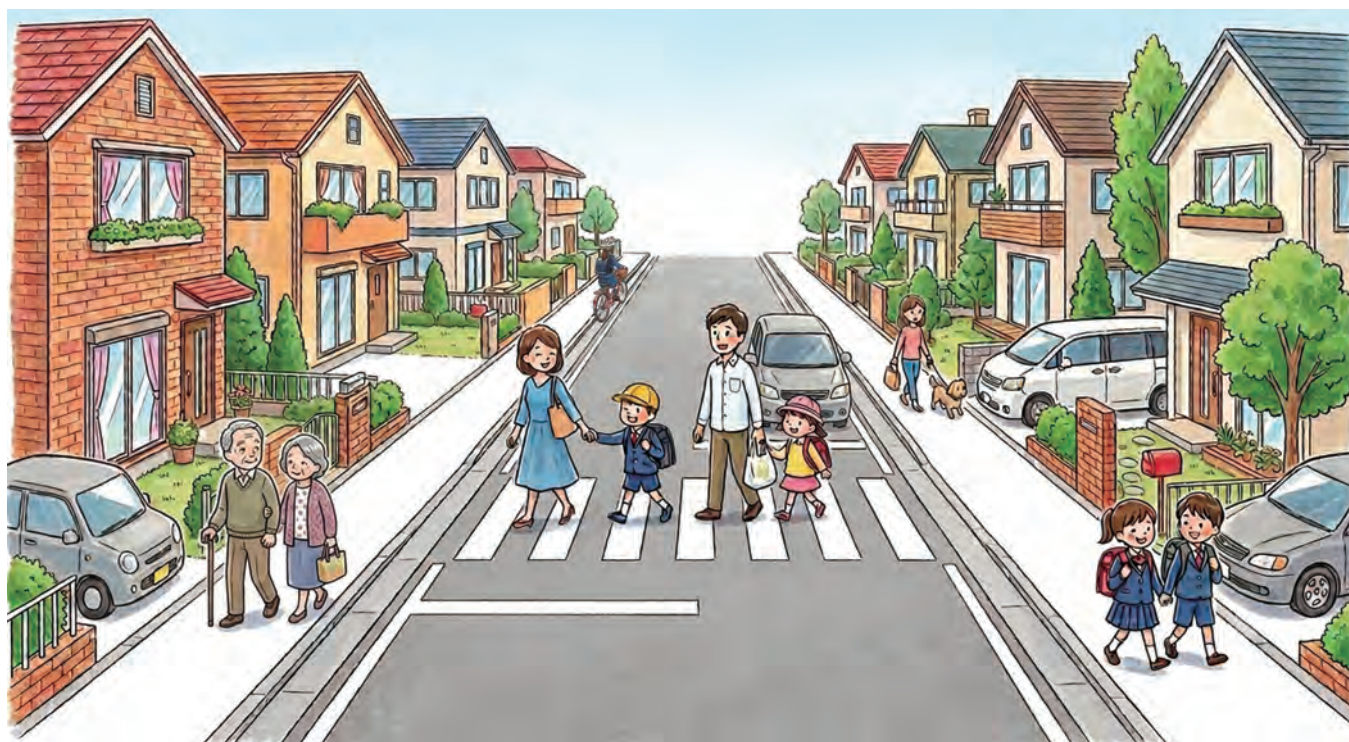
生活道路のルールが変わりました

9月1日から生活道路の法定速度が **60km/h→30km/h** に引き下げられました。

住宅街や通学路などの地域の暮らしに身近な生活道路は、歩行者や自転車も多く利用する道路です。歩道と車道の区別がない道路も少なくないことから、自動車の速度を抑えることが交通事故の防止につながると考えられています。

これまでも、一部の道路で速度規制やゾーン 30 などの対策が行われてきましたが、より広く生活道路の安全性を高めるため、9月1日から生活道路での自動車の法定速度が「時速 60 キロメートル」から「時速 30 キロメートル」に引き下げられました。

今回の制度改正を機に、一人ひとりが交通安全への意識を高め、歩行者もドライバーも安心して暮らせる、安全・安心なまちを目指しましょう。



ドライバーの皆さんへ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守るのはドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて安全な速度で運転するよう心がけましょう。